

平成31年（フ）第2233号

決 定

東京都新宿区西新宿1丁目4番5号 西新宿オークビル302
債務者（破産者） 株式会社OFFICE K
代表者代表取締役 内田 雄太

主 文

債務者株式会社OFFICE Kについて破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル6階
桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 岩波 修
- 2 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日

平成31年8月6日午後1時30分

平成31年4月9日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 橋 口 佳 典

これは正本である。

平成31年4月9日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 丹 部

